

茨城県後期高齢者医療広域連合
例規支援システム運用業務委託
一般競争入札説明書

【内訳】

入 札 説 明 書
仕 様 書

令和8年3月

茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合

入札説明書

令和8年3月6日に公告した茨城県後期高齢者医療広域連合例規支援システム運用業務委託に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

茨城県後期高齢者医療広域連合例規支援システム運用業務委託

(2) 委託業務の内容

茨城県後期高齢者医療広域連合例規支援システム運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書で指定する場所

(5) 入札方法

ア 入札書に記載する金額は、履行期間（5年間）に要する一切の費用の総額（消費税及び地方消費税を除いた額）とすること。

イ 入札者は、入札書とともに、総額の内訳を示す「入札金額内訳書」を提出すること。

ウ 入札金額（税抜き総額）のうち、導入費用として計上する額は、入札金額（税抜き総額）の100分の12以内とする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

オ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(2) プライバシーマーク取得事業者又はISO27001（ISMS認証）の認証取得事業者であること。

(3) 全国の地方公共団体（一部事務組合含む）等が発注する同類業務に対して、業務委託についての受注実績が全国で10件以上ある者であること。

(4) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
- ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地 ミオス 1 階

茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話 029-309-1211

FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）第 1 条第 1 項に定める休日を除く午前 9 時から午後 4 時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

F A X 又は E メールにより質疑応答書を提出すること。

E メールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和8年3月16日（月）正午まで
これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

ウ 回答方法

提出された質問に対する回答は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載する方法により行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

個別の回答は行わないので留意すること。

(5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3(3)で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

① 一般競争入札参加資格確認申請書

② プライバシーマーク取得事業者又はISO27001（ISMS認証）の認証取得事業者であることを証明できるもの

③ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し

④ 契約実績証明書

⑤ 申出書

(6) 一般競争入札参加資格審査結果

一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和8年3月18日（水）までに審査結果通知書を発送する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月30日（月） 午前10時00分

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所

(8) 入札の辞退

上記3(1)に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 134 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第 161 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ・入札に関する条件に違反した入札
- ・入札金額内訳書が提出されない場合、又は入札金額内訳書の合計額が入札書の金額と一致しない入札
- ・入札金額内訳書における導入費用の額が、入札金額（税抜き総額）の 100 分の 12 を超えている入札
- ・財務規則第 139 条に規定する事項（入札の公正を害する場合、入札金額が判読不能な場合、その他重大な不備がある場合等）に該当する入札

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 135 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札結果の公表

入札結果は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページ等で公表する。

仕様書

1. 件名

茨城県後期高齢者医療広域連合例規支援システム運用業務委託

2. 目的

本仕様書は、当広域連合における例規管理業務の効率化及び正確性の向上を目的として、例規支援システムを導入するにあたり、必要な機能要件、運用体制等を定めるものである。

3. 履行場所

茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階
茨城県後期高齢者医療広域連合 事務所内

4. 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

ただし、令和8年4月1日から同年6月30日までは導入構築期間とし、システムの構築、データ移行、検収等を行うものとする。

なお、システム運用開始時の例規内容は令和8年4月1日現在までに制定改廃された例規を反映した内容であること。(150件程度予定)

令和8年7月1日以降を運用期間とし、維持管理費用の算定基準とする。

5. 機能要件

(1) 検索機能

- ・用語、題名、体系、年月日、五十音、種別、番号、関連法令等の複数条件で例規を検索できること
- ・例規の用語検索においては、画面遷移なしで複数条件の掛け合わせ検索ができること
- ・公布後施行前の例規を検索できること
- ・目次検索、五十音索引検索が可能であること
- ・例規本文画面からワンクリックで直前施行日の条文と比較でき、見え消し表示は法制執務に準拠した文言単位で行うこと
- ・全国自治体、一部事務組合、後期高齢者医療広域連合の例規を種別、規模、都道府県別に検索できること
- ・全国例規データの更新頻度は少なくとも月1回以上とし、更新日を明示すること

(2) 一覧表示機能

- ・「例規管理機能システム（以下「例規システム」という）」は、例規（条例、規則等）の検索、閲覧、管理、改正履歴管理、比較等に関する一連の機能を指すもの。
- ・例規システムでは、題名及び検索時に指定した用語ヒット一覧を同時表示できること
- ・例規の更新状態、最終改正公布日を例規名とともに表示できること
- ・指定日時点で施行されている例規を一覧表示できること
- ・廃止例規は廃止根拠とともに蓄積し、一覧表示できること
- ・法令改正情報、例規整備情報を一覧表示できること

(3) 全文表示・構造表示機能

- ・例規、法令の構造を目次として階層表示できること
- ・例規中の本則は条項まで階層化し、条見出しを付加して表示できること
- ・例規中の別表、様式は番号ごとに階層化して表示できること
- ・例規システムに表示されている目次リンクにより指定箇所へジャンプできること
- ・例規システムで検索の結果、ヒットした語を色分けして表示できること
- ・他団体例規の検索及び類似例規の検索と比較ができること
- ・引用例規、引用法令にリンクを設定し、参照できること

(4) 改正情報・履歴管理機能

- ・例規システムでは、公布日単位の改正情報を閲覧できること
- ・例規システムでは、条単位の改正履歴を閲覧できること
- ・例規システムでは、施行日単位で管理し、時点検索ができること
- ・例規システムでは、廃止例規を蓄積し、内容を参照できること
- ・全ての引用法令の改廃情報は、施行日単位で新旧対照表形式にて確認できること
- ・法令については、過去条文及び告示情報の検索・表示機能を有すること

(5) 新旧対照表・改め文生成機能

- ・「立案・審査支援機能システム（以下「法制支援システム」という）」は、条例、規則等の制定、改正、廃止に係る立案作業、審査作業、改め文、新旧対照表の作成等を支援する機能を指すもの。
- ・法制支援システムでは、新旧対照表を自動生成できること
- ・法制支援システムでは、改め文を自動生成できること
- ・例規システムでは、新旧対照表を指定体裁で出力できること
- ・生成された改め文は公布文等を付加した状態で出力できること

- ・他自治体例規との比較表を作成できること
- ・改正案に対して、法制執務、日本語表記や引用関係で不備がないかを点検できること
- ・改正後の条文をシミュレーションし、出力できること
- ・Word 等で作成した新規制定案、一部改正案をシステムに取り込むことができ、各種点検ができること
- ・Word 等で作成した別表のデータを取り込むことができること
- ・他自治体例規との比較結果を改正字句単位で見え消し表示できること

(6) ダウンロード・出力機能

- ・例規システムでは、指定条項をリッチテキスト形式で保存できること
- ・例規システムでは、新旧対照表形式で保存できること
- ・例規システムでは、更新履歴を一覧表形式で出力できること
- ・例規システムでは、例規条文、新旧対照表の出力設定ができる機能があること
- ・法制支援システムでは、改め文、公布文をファイル出力できること

(7) 立案・審査支援機能（法制支援システム）

- ・新規制定、一部改正、全部改正、廃止の手続を支援できること
- ・条文構造、用字用語、引用関係の整合性を審査できること
- ・最新の法令、辞書を利用した審査ができること
- ・立案、審査の進行状況を確認できること
- ・公布前は取消、修正、追加が可能であること
- ・発注者に特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能があること
- ・追加または削った条項号を自動で一括繰り上げ下げする機能があること
- ・多段改正機能があること
- ・複数例規を一括して改正する「等改正」や「整理条例（規則等）」の生成機能があること
- ・附則における施行日の書き分け機能があること
- ・別表改正において行の追加等が Excel 同様の感覚で操作できること
- ・システム外で作成した Word や Excel の表を取り込み、原議や新旧対照表へ反映できる機能があること

(8) 原議管理機能

- ・制定、改廃趣旨、改正文、新旧対照表をサーバ上で一元管理できること
- ・既に作成されている原議情報のキーワード検索ができること

(9) 全国例規比較・類似例規検索機能

- ・都道府県、全国自治体、一部事務組合、他県の後期高齢者医療広域連合の例規を検索、閲覧できること
- ・類似例規を検索し、類似順に検索結果を表示できること
- ・条単位、例規単位で比較できること
- ・発注者の例規と任意に選択した例規の文言単位で比較表を生成、出力できること
- ・全国の自治体の任意に選択した例規を対象に1つ前の施行時点との新旧対照表を文言単位で自動生成、出力できること
- ・検索された発注者の例規と類似度が高い任意の全国市区町村の例規を比較し、比較元と比較先の例規の違いを見え消しで表示できること
- ・全国の自治体の任意に選択した例規全文をダウンロード、印刷できること
- ・全国の自治体の任意に選択した様式をダウンロード、印刷できること
- ・比較結果を見え消し表示できること

(10) 法令・例規の連携機能

- ・例規と法令を条項単位で完全リンクできること
- ・官報公布に合わせた条文検討箇所を網羅的に検索できること

(11) 情報提供・通知機能

- ・法令改正情報、例規整備情報を随時提供できること
- ・法令の制定、改廃等の影響を受ける例規を週に一度メールにて配信できること。また、メール本文の内容は、改正情報に関するリンクとともに該当する例規名を表示すること
- ・行政課題の解説、条例参考例、先進自治体例規を提供できること

(12) 法制相談

- ・個別相談に月5件（年60件）以上対応できること

(13) セキュリティ・運用管理機能

- ・IDとパスワードによる認証機能を有すること
- ・管理者権限により各種設定を変更できること
- ・システムのバージョンアップを継続的に実施すること
- ・例規データの著作権は発注者に帰属すること

(14) 収録データ要件

- ・法令（憲法、条約、法律、政令、省令、規則、告示、通知等）を大量収録していること

(15) ユーザビリティ・操作環境

- ・Web ブラウザのみで主要機能を操作できること
- ・システムは同一ユーザインターフェースで操作できること

(16) 例規データ更新

- ・発注者の例規データについて、制定・改正・廃止が行われた場合は、速やかにシステムへ反映すること
- ・施行期日が未来の場合は、施行日に自動反映されるよう管理すること
- ・更新作業の品質は、受注者が責任をもって確保すること
- ・受注者は、例規データの更新完了後、発注者に報告すること
- ・更新作業に係る費用は、維持管理費用に含むものとする

6. ライセンス数

全職員が支障なく使用できる ID 数を付与すること

(1) 無制限

- ・例規システム
- ・立案、審査支援機能（法制支援システム）
- ・原議管理機能
- ・全国例規検索機能
- ・情報提供、通知機能

(2) 同時アクセス 2 ライセンス以上

- ・法令システム
- ・全国例規比較（類似）機能

7. 動作環境

(1) システム運用サーバ環境

- ・受注者の用意するサーバを IDC（インターネット・データ・センター）方式にて活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、インターネット環境における ID 認証等により庁外とのアクセスを制限すること
- ・IDC 方式にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有すること
- ・サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とする

- ・サーバールームは、24 時間 365 日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること
- ・ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること
- ・データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること

(2) クライアント環境

- ・OS : Windows10/11
- ・CPU : 1GHz 以上
- ・メモリ : 4GB 以上
- ・ブラウザ : Microsoft Edge (chromium)

8. データ移行要件

(1) 移行対象

- ・条例、規則、告示、要綱等 (約 150 件)
- ・Word 形式または PDF 形式の原文を提供する。

(2) 移行作業

- ・受注者がデータ整形、構造化、リンク付与を行うこと。

9. 運用・保守体制

(1) システムの導入

- ・システム導入については、受注者が業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。
- ・ソフトウェア等のインストールについては、受注者が業務に支障のないよう考慮した導入計画を策定すること。

(2) システムの保守

- ・システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。
- ・業務全般に対する質問に対し、電話、ファクシミリまたはメールにて対応できること。
- ・ファクシミリまたはメールによる照会受付は随時行い、電話による照会については、下記の時間にて対応すること。
 - 平日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分
- ・システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

(3) 研修体制等

- ・システム導入時には、職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。
- ・契約期間中に年1回以上実施すること。
- ・研修資料（電子データ）を提供すること。

10. 成果物・納品物

- ・システム一式（稼働環境含む）
- ・操作マニュアル及び管理者マニュアル
- ・データ移行完了報告書

11. 支払方法

(1) 初期導入費用：システム構築

- ・導入構築期間（令和8年4月1日から同年6月30日まで）に係る費用は、導入完了後の一括払いとする。
- ・システム構築完了後、受注者は発注者に対し速やかに書面をもって通知すること。
- ・受注者は発注者から検査に合格した旨の通知を受けたときは、支払請求書を発注者に提出すること。

(2) 維持管理費用：システム使用料、保守料、例規データ更新料等

- ・令和8年7月1日以降の運用期間（57か月）に係る費用について単年ごとの年度末一括払いとする。
- ・受注者は発注者に対し、速やかに単年度ごとに業務部分完了報告書（任意様式）をもって通知すること。
- ・受注者は発注者から検査に合格した旨の通知を受けたときは、支払請求書を発注者に提出すること。

12. その他

(1) 機密保護・個人情報保護

本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。また、業務遂行のために発注者が提供した資料およびデータ等は、本業務以外の目的に使用してはならない。

(2) 契約不適合責任

契約期間中に、正当な理由なく要求性能水準に達していないこと、または設計ミス等による不良が判明した場合は、発注者と協議のうえ、無償で改良すること。

(3) 長期継続契約に関する注意事項

この契約を締結するにあたり、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において広域連合歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。なお、発注者は、契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議のうえ定める。

(4) 見積について

本業務は、システム構築から運用管理までを含めた長期継続契約となるため、見積作成時には合計金額と内訳を記載すること。

また、単年度ごとの金額が分かる内訳を別途添付すること。

(5) 実績について

受注者は、全国の市区町村及び後期高齢者医療広域連合における導入委託実績について10件以上の実績を有することを別途添付提示すること。

(6) 営業サポート

発注者を担当する営業担当者は、定期的に訪問し、法令改正等の情報提供を行うものとする。また、併せて近隣地方公共団体（一部事務組合含む）の動向も逐次提供することとし、議会前には上程の可能性のある例規の情報提供を資料として提示すること。

(7) システム構築留意事項

落札業者は、入札後7日以内に発注者と仕様確認を行い、実機を用いて各様式を満たすことを検査する。

(8) 定めのない事項または疑義

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

13. 問合せ先

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオス1階
茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課
電話：029-309-1211 FAX：029-309-1126
E-mail：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp